

2018年度 10 月期入学

京都大学大学院情報学研究科

博士後期課程

国費外国人留学生優先配置 募集要項

京都大学大学院情報学研究科

本募集要項における日時の表示については、すべて日本標準時間とする。

募集要項に関しては和文で書かれた本募集要項（英文の出願用添付書類を含む）が正規版であり、募集要項本文の英文版は参考資料である。

概要

日本政府文部科学省は、平成30（2018）年度日本政府奨学金により、京都大学情報学研究科（博士後期課程）において、情報学に関する教育及び研究指導を主として英語により受ける外国人留学生を、下記により募集する。

I. 募集専攻および募集人員

1. 募集専攻

知能情報学専攻	社会情報学専攻	先端数理科学専攻
数理工学専攻	システム科学専攻	通信情報システム専攻

2. 募集人員

合計5名

II. 出願資格および条件

1. 対象

日本政府と国交のある国の国籍を有し、新たに海外から留学する者。

次の URL に記載の重点地域からの外国人留学生を優先する。

http://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantoshastudy_j/scholarship/shoureihi/_icsFiles/afieldfile/2017/10/23/h30jutenkokulist.pdf

※本学生募集に出願する者が、別に実施する2018年度10月期博士後期課程学生募集（国際コース及び社会人特別選抜・外国人留学生特別選抜、AO入試を含む）に私費留学生として出願することを妨げない。ただし、本研究科の実施した平成30（2018）年度博士後期課程学生募集において、すでに合格した者は、今回の募集に出願する資格はない。

2. 年齢

平成30（2018）年4月1日現在で満35歳未満の者。

3. 学歴等

次の各号のいずれかに該当する者、あるいは、平成30年9月末をもって、該当する見込みの者

(1)外国において、本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程を修了した者

(2) 本研究科において、個別の出願資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達しているもの。

4. 推薦

最終出身大学の学長または研究科長相当以上の役職者から京都大学総長宛の公式推薦を受けた者。

5. 渡日時期

平成30（2018）年9月28日から10月7日までの間に渡日できる者。

6. 査証取得

原則として、渡日前に「留学」の査証を取得し、「留学」の在留資格で入国すること。（在留資格を「留学」以外に変更した者は、在留資格変更時点で国費外国人留学生としての資格を喪失する。）

7. その他

次に掲げる者は、本募集における国費外国人留学生の対象外とする。採用以降に判明した場合には辞退すること。

(1) 平成30（2018）年3月末時点及び奨学金支給期間において、現役軍人または軍属の資格の者。

(2) 本学の指定する期日に渡日できない者。

(3) 過去に日本政府（文部科学省）奨学金留学生で、奨学金支給期間終了後3年以上の教育研究の経歴がない者。

(4) 日本政府（文部科学省）奨学金制度による平成30年（2018）年度奨学金支給開始の他のプログラムとの重複申請をしている者。

(5) 既に日本国内に滞在している者。

(6) 渡日後に自国政府、民間団体など他の機関からの奨学金を受給することを予定している者。

(7) 「卒業見込みの者」であって、本研究科の定める所定の期日までに学歴の資格及び条件が満たされない者。

Ⅲ. 選考および入学許可

1. 第1次選考

提出された書類に基づき京都大学大学院情報学研究科において書類審査を行い、第2次選考対象者を決定する。

2. 第2次選考

第2次選考対象者に対し、必要に応じて、個別に学識等の確認を行い、文部科学省に推薦する候補者5名を決定する。

3. 最終選考

文部科学省は、京都大学大学院情報学研究科から推薦された候補者を審議の上、日本

政府（文部科学省）国費外国人留学生としての採用を決定する。最終選考の結果は、6月末日までに通知する。合格者には、結果通知と同時に入学許可書を本研究科から交付する。

※本学生募集は、文部科学省の定める基準に即して実施するため、別に実施する2018年度10月期学生募集とは異なる選考方法・基準により候補者の選考を行う。

IV. 応募手続

応募者は下記の書類を平成30（2018）年2月13日（火）必着でVIに記載の問合せ先に提出すること。

*指定様式

* 1	入 学 願 書	正確に記載のこと
* 2	日本政府(文部科学省)奨学金留学生申請書	正確に記載のこと
* 3	専攻分野及び研究計画	博士後期課程での研究計画を記載すること。
* 4	健康診断書	平成30（2018）年10月1日以降に作成されたもの。
* 5	安全保障輸出管理に関する確認書	正確に記載のこと
6	修了(見込)証明書	最終出身学校が作成したもの。
7	成績証明書	最終出身学校が作成し、厳封したもの。
8	研究業績に関する資料	英語で書かれた修士論文またはその予定稿の写し及びその他の論文業績リスト。
9	最終出身学校長または研究科長の推薦書	最終出身学校の学長または研究科長相当以上の役職者から本学総長に宛てた推薦書(様式随意、英語で書かれたもの)。
10	最終出身学校の指導教員の推薦書	最終出身学校の指導教員の推薦書(様式随意、英語で書かれたもの)。
11	研究経過書	これまでの研究経過をA4判2枚以内(様式随意)にまとめたもので、冒頭に出願専攻内の志望区分と出願者名を明記すること。応募に至った経緯、指導を希望する教員との連絡の経緯等の詳細についても記述しなければならない。
12	パスポートコピー	顔写真のあるページのコピー。

13 TOEFL/TOEIC /IELTS スコア票	出願締切日の2年前以降に受験した TOEFL iBT テストの受験者用控えスコア票(Examinee Score Report)、TOEIC Listening and Reading Test 個人用公式認定書 (Official Score Certificate)、または IELTS の公式成績証明書 (Test Report Form)。
----------------------------	--

※書類は英語で作成すること。英語でない証明書類（日本語の書類は除く）には英語訳を添付すること。

V. 注意事項

1. 出願に先立ち、指導予定教員と研究内容などの打合せを済ませておかなければならない。
2. 出願資格について不明な点がある場合は、事前にVIに記載の連絡先に確認すること。
3. 提出書類の記載に虚偽がある場合には、入学許可を取り消す。
4. 次の場合には、奨学金の支給を停止する。また、支給した奨学金の一部又は全ての返納を命じることがある。
 - (1)申請書類等に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。
 - (2)文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
 - (3)日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁固に処せられたとき。
 - (4)本学において懲戒処分を受け、若しくは成業の見込みがないと判断されたとき。
 - (5)「留学」の在留資格を新たに取得せずに来日したとき又は「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
 - (6)本研究科を退学したとき又は他の大学院に転学したとき。
 - (7)学業成績が不振と判断されたとき。

VI. 問合せ先

〒606-8501 京都市左京区吉田本町

京都大学大学院情報学研究科教務掛

EMAIL : jyoho-kyomu@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp / TEL : +81-75-753-4894